

## 附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行に伴う給料の切替え及びこれに伴う措置については、熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第66号

熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例等の一部を改正する条例（熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第1条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和32年熊本県条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

第2条 熊本県技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第10条中「、3月1日」を削る。

（熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年熊本県条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則第6項及び第7項を削る。

第4条 熊本県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を次のように改正する。第14条中「、3月1日」を削る。

（熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第5条 熊本県特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例（昭和26年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を削り、附則第1項の項番号を削る。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第11項を削る。

（公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例の一部改正）

第7条 公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第12項を削る。

（熊本県職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

第8条 熊本県職員等の育児休業等に関する条例（平成4年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項及び第3項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

## 附 則

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第8条及び次項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年6月1日に育児休業をしている職員等の同日に係る期末手当又は期末特別手当に関する第8条の規定による改正後の熊本県職員等の育児休業等に関する条例第5条の2第1項又は第3項の規定の適用については、これらの規定中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成14年12月20日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県条例第67号

熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

（熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 熊本県知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和27年熊本県条例第111号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第15条の5第5項」を「第15条の5第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項」に改める。

（熊本県教育長等の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 熊本県教育長等の給与等に関する条例（昭和63年熊本県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「第15条の5第5項」を「第15条の5第2項中「100分の155」とあるのは「100分の170」と、「100分の170」とあるのは「100分の180」とし、同条第5項」に改める。